

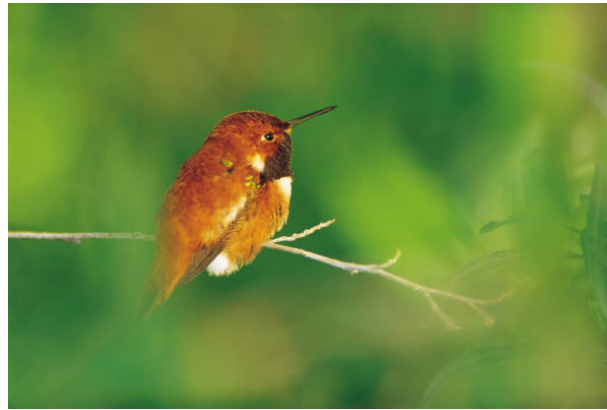
ジェトロ環境社会配慮ガイドライン



職員研修用資料
総務課環境班
2008年5月

JETRO

環境社会配慮って何？



- ① ジェトロ事業の環境影響への配慮
- ② ジェトロ事業の社会影響への配慮
- ③ ジェトロ事業に潜む“リスク”を意識

本研修の構成

- 環境社会配慮ガイドライン策定の背景
- 策定委員会の議論とガイドラインの要点
- 貿易・投資促進事業と環境社会配慮
- ジェトロ事業と新たなリスク・・・事例の紹介

そもそも環境ガイドラインとは？

- アメリカの国家環境政策法 (NEPA)(1969年)で環境アセスメント (Environmental Impact Assessment: EIA) が導入される

⇒ 環境問題の未然防止を目指したもの

- 1985年OECD「開発援助プロジェクト及びプログラムの環境アセスメントに関する閣僚理事会勧告」

⇒ 世界銀行、アジア開発銀行等の多国間援助機関のガイドライン

日本における環境ガイドライン

- 1990年代の初めに国際協力事業団(JICA)、海外経済協力基金((OECECF)、当時)がそれぞれ環境**配慮**ガイドラインを策定
- 1997年、環境影響評価法制定(99年施行)
- 2002年4月、「環境**社会**配慮確認のための国際協力銀行(JBIC)ガイドライン」の制定
- 2004年4月、「JICA環境**社会**配慮ガイドライン」の制定

金融機関でもガイドライン策定

- 公的な輸出信用の供与機関（JBICの国際金融等業務、日本貿易保険(NEXI)(02年4月制定))のガイドライン制定

⇒OECD「コモン・アプローチに関する閣僚理事会修正勧告(07年6月12日)」

- 大手民間銀行の赤道原則採択(03年6月)
- 国際金融公社(IFC)新社会環境政策⇒パフォーマンス基準(06年4月30日施行)

⇒大手民間銀行、IFCのパフォーマンス基準への準拠を謳い赤道原則を再採択

なぜジェットロがガイドラインを？

- 援助機関や金融機関が主として環境社会配慮ガイドラインを策定、なぜジェットロが？
- 経済産業省からの受託事業として初期段階の案件発掘のための調査(例:円借款につなげる事業化の可能性を探る調査)を実施
- 対象案件の多くが道路、橋梁、鉄道、ダム、発電所(環境アセスメントではカテゴリA)

⇒「なぜジェットロはガイドラインを持たないのか？」
という声

⇒外部委員会を設置し、協議を重ねる

ガイドライン策定委員会

- 委員長は 原科幸彦 東京工業大学教授
(環境アセスメント国際学会(IAIA)の次期会長)
- 学識経験者 4 名、NGO等 4 名、産業界 2 名、
政府機関 2 名、経済産業省 2 名で構成
- 有力NGOが参加 ⇒ メコン・ウォッチ、FOEJ
- JICA、JBICからも専門家が参加
- 公開17回、非公開11回の協議を実施
- 38日間のパブリックコメント募集も行う

策定委員会の議論のポイント

- 貿易・投資促進事業の取り扱い

- ①これらのジェトロ事業はJICA、JBICとは全く違う
- ②JICA、JBICのガイドラインを当てはめるのは無理
- ③それでは、どうする？

- 案件形成調査の位置付け

委員会側：	例えば「地球環境F/S」と従来から呼んでいる(F/Sである)
vs	
ジェトロ側：	あくまで初期段階の案件発掘のための調査である(F/Sではない)

ガイドラインのポイント(1)

貿易・投資促進事業

- 企業の社会的責任(CSR)概念を取り入れる
- 公的機関としてのジェトロにとってCSRあるいはSRとは？ 環境社会配慮を通じ、組織の社会的価値を向上させる；具体的には

- ①自らが主体となる貿易・投資促進事業の環境社会影響に適切な配慮を行う
- ②民間企業による環境社会配慮、さらにはCSR活動を支援し、持続可能な社会の実現に寄与

ガイドラインのポイント(2) 貿易投資促進事業(承前)

- 貿易・投資促進事業を、①中小企業の輸出促進、②中小企業の海外進出支援、③開発途上国との貿易取引の拡大、④対日投資の促進、の各カテゴリに便宜的に分類

⇒各カテゴリで想定される具体的リスクと参照すべき国際的条約、枠組みを「別表」にまとめた

- CSR活動に関連して世界で取り組まれている実践事例(グッドプラクティス)を「参考資料」で紹介している

ガイドラインのポイント(3)

案件形成調査事業

- ジェトロ案件形成調査の位置付け:

- ① 案件発掘段階という意味決定の最も早い段階で実施
- ② 本調査実施後に、F/S調査など次の段階の調査が実施されることを想定

- ジェトロ案件形成調査の性格と主目的:

- ① この段階における環境社会配慮調査は予備的なもの
- ② 次の段階で行われる調査において必要とされる環境社会配慮調査項目の幅広い洗い出しを行うことが主たる目的

貿易・投資促進事業における 環境社会配慮

- 問合せの内容が法律、条約に抵触していないか(e.g. 中古品や産廃の取引)→貿易投資相談センター、輸出促進・農水産部
- 支援企業、出展者、川上の生産現場に問題がないか(e.g. 資源の乱獲、環境汚染や児童労働の問題)→貿易開発部、在外企業支援・知的財産部、展示事業部、対日投資部
- 先端技術分野の課題(e.g. ナノテクリスク、バイオハザード)→産業技術部



貿易・投資促進事業のリスク(1)

途上国産品の輸出促進

- 途上国産品の日本国内での販路開拓のお手伝いをし、当該産品の輸出拡大を支援（産品の発掘と日本市場向けへの改善の指導）

⇒ジェトロは当該産品の川下の「マーケティング」を支援

- 当該産品の川上（部材の調達）や生産工程に無関心でいいのか？例えば、ソニーはサプライチェーンの源流に遡る徹底した化学物質管理体制を構築

貿易・投資促進事業のリスク(2) 貿易・投資に関わる相談業務

- 「中国に使用済み鉛バッテリーを輸出したい」という相談

⇒「中国の法令で使用済み鉛バッテリーの輸入は禁止されている」旨回答

- 使用済み鉛バッテリーが不法（バーゼル国内法違反）にアジア諸国に輸出され、当該国からバーゼル条約違反として送り返されてくる（シップバック）事例多し



中古品や循環資源の取引活発化 ジェットロ事業と新たなリスク

- 例えば、中古車輸出(07年、70万台)、中古建機輸出(07年、10万台)という活況
- 世界的な資源価格高騰で、資源回収(リサイクル)ビジネスにも好機⇒中古を装う取引に輸出・入の双方でインセンティブ
- ペットボトル等の容器包装廃棄物に関しては、事業者に再資源化が義務付けられている/その一方で、中国等では有価での取引が盛んである

中古、リユースの基準は検討中

- 産業構造審議会 環境部会 廃棄物・リサイクル小委員会 基本政策ワーキング・グループの議論（2008年1月に報告書）等を踏まえ、家電リサイクル法の対象4品目（ブラウン管テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機）の「リユース(中古)基準」策定へ(毎日新聞08. 02.17)
- 家電の種類ごとに「寿命」の目安年数を
- 使用済み家電2,287万台の約34%771万台が輸出、そのかなりの部分が中古を装った取引つまり「偽装中古」

国際的枠組みの不完全さ —バーゼル条約をめぐって—

- バーゼル条約: 有害廃棄物の輸出時の許可制や事前通告制、不適正な輸出や処分行為が行われた場合の再輸入の義務、等を規定/1993年に加盟し、国内法を制定
- 輸出品が輸出先で中古品としてリユースされる場合、バーゼル条約の対象外/資源回収(リサイクル)目的での輸出はバーゼル条約の対象⇒「偽装中古」の不法輸出

バーゼル条約・同国内法と 抵触の懸念されるケース

- 再生資源としての輸出：使用済み電子機器等（ノートパソコン、携帯電話・PHS）、使用済みパチンコ遊技機器等、中古自動車部品⇒有害性調査必要に
- 中古品としての輸出：使用済み家電、使用済み鉛バッテリー⇒確実に中古利用されることの詳細確認を迫られる
- 廃PETボトル⇒再生利用のため分別、洗浄、裁断等が行われていることが求められる

経済産業省・環境省による 嚴重注意処分の例

- 使用済み鉛バッテリーの香港への未承認輸出(06年9月)
- 使用済み鉛バッテリーのベトナムへの未承認輸出(06年10月)
- 使用済み鉛蓄電池、ブラウン管等の中国への未承認輸出(06年11月)
- 使用済み鉛バッテリーの香港への未承認輸出(06年12月)

新たなビジネス・モデルの試み

- エコマテリアル社(千葉鴻儀社長):
〈日中でリサイクルの分業〉(日経08. 01.05)

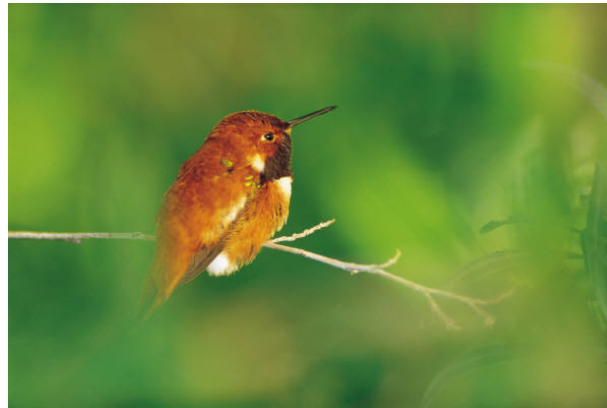
- ①日本でプラスチックの“どんがら”(例えば、テレビやコピー機の枠材、冷蔵庫のドア)を破砕
- ②中国の工場で色や種類ごとに分別し、溶かして再生プラスチックを作る

⇒資源循環のソリューションプロバイダー
(トレーサビリティが鍵)

- 使用済みプラスチックをICタグで管理する
試みも行われ始めた



ご清聴に感謝します！



あなたの携わっているジェトロ事業に
潜むリスクにも目を向けること…、
これが環境社会配慮への第一歩です！

JETRO